

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合
(公印省略)

短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用拡大について

本組合の事業運営については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

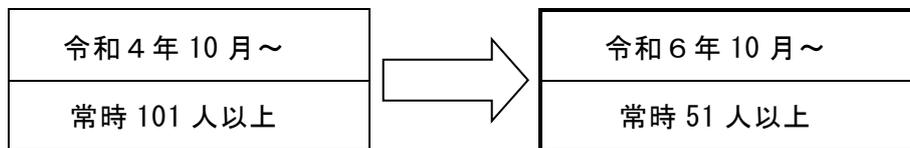
さて、令和6年10月1日から「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)が施行され、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の事業所が新たに特定適用事業所に該当することに伴い、当該事業所で働く短時間労働者が健康保険及び厚生年金保険の適用対象となります。

つきましては、適用拡大に伴う本組合の事務手続きについて、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1 特定適用事業所の要件

厚生年金保険の被保険者(短時間労働者を除く。)の総数が「常時51人以上の事業所」



2 特定適用事業所となった場合における手続き

新たに特定適用事業所(以下「任意特定適用事業所(※)」を含みます。)となった場合については、同封しています「[加入申込書記載事項変更届](#)」に日本年金機構から送付された「[特定適用事業所該当事前のお知らせ\(写\)](#)」又は「[特定適用事業所該当通知書\(写\)](#)」を添付のうえ組合に提出してください。(記載方法については、別添の【[記載例](#)】を参照してください。)

※任意特定適用事業所とは、50人以下の事業所であっても労使合意により、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となった事業所をいいます。

3 特定適用事業所で働く短時間労働者の加入手続き

特定適用事業所の短時間労働者が次の要件を満たしている場合は、「第一種組合員加入届」(以下「加入届」といいます。)を提出する必要があります。

なお、加入届の作成に当たっては、備考欄の「短時間労働者」にレ点でチェックしてください。

- (1) 2か月を超える雇用の見込みがあること(※)
- (2) 週の所定労働時間が20時間以上であること
- (3) 所定内賃金が月額8.8万円以上あること
- (4) 学生でないこと

※当初の雇用契約期間が2か月以内であっても、次の「ア」又は「イ」に該当する場合は、「2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」に該当するものとして、最初の雇用期間に基づき使用され始めた時に組合員として資格を取得することとなります。

ア 就業規則、雇用契約書等に当該雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合

イ 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

4 留意事項

- (1) 組合に特定適用事業所の届出を行っていない場合は、当該事業所の短時間労働者に係る加入届の処理はできません。
- (2) 短時間労働者である組合員が雇用契約等の変更により週及び月の労働時間が通常の労働者の4分の3以上となる場合は、「[短時間労働者非該当届](#)」を組合に提出する必要があります。
また、通常の労働者である組合員が短時間労働者となった場合については「[短時間労働者該当届](#)」を組合に提出する必要があります。
- (3) 特定適用事業所でなくなった場合は、短時間労働者である組合員に係る脱退届の提出が必要となります。

5 その他

特定適用事業所及び短時間労働者の詳細につきましては、「日本年金機構」のホームページを参照してください。関連ページのURLを下に記載しています。

【日本年金機構のホームページ（令和6年10月改正のページ）のURL】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

【短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（令和6年10月施行分）のURL】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.files/QA0610.pdf>